

2011年度(平成23年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2010年8月3日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

代表理事 中島幸子

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

2011 年度（平成 23 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2751 名[内個人事業者（621）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました¹。中小企業家同友会は全都道府県に組織されており、2010 年 4 月 1 日現在、41,169 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様にも「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして全国的に運動を展開してきました。大阪同友会は府下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択されました。

さて、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに 2004 年 6 月、OECD は「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の「中小企業憲章」の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に努力してまいりました。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業憲章の制定に向けて議論が進み、5 月には中小企業憲章（案）が発表されるなど現実味を帯びてきました。わが国においても中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けるために「中小企業憲章」の制定が求められており、それを理念とする諸法令の整備が急務となっています。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします²。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である、人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持って職場と社会の環境づくりに努めます。

（2010 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～ 499 万円	365	13.3	0～4 人	881	32.0	製造業	792	28.8
500～999 万円	127	4.6	5～9 人	545	19.8	建設業	262	9.5
1000～1999 万円	1120	40.7	10～19 人	512	18.6	情報通信・印刷業	209	7.6
2000～2999 万円	187	6.8	20～29 人	233	8.5	運輸・倉庫業	120	4.4
3000～4999 万円	205	7.5	30～49 人	253	9.2	卸・小売業	427	15.5
5000～9999 万円	97	3.5	50～99 人	189	6.9	専門家	469	17.0
1 億円～	29	1.1	100 人以上	138	5.0	サービス業	467	17.0
個人	621	22.6				その他	5	0.2
合計	2751	100.0	合計	2751	100.0	合計	2751	100.0

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは 「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。社員とともに「何のための経営か」、「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

景気は 2009 年度から持ち直しの傾向が見られるものの、中小企業の景気は依然停滞しています。

平成 18 年総務省事業所企業統計（2007 年 12 月確報発表）によると、府下 427,086 事業所の 99.5%、雇用の 86.3%（3,754,763 人）を従業者規模 300 人未満の企業が占めています⁴。また、製造品出荷額では 65%（10 兆 3416 億円）、卸小売販売額では 72%（43 兆 1061 億円）を中小企業が占めています。特に製造品出荷額においては出荷額上位の大都市に比べても中小企業の割合が最も高くなっていることが特徴です。したがって、大阪経済を再生させるためにはこれら多数の中小企業の活性化が不可欠です。

近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていましたが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣、社内異動であり、雇用創出効果は限られています。またこの間、大企業城下町では法人市民税が激減し、大企業に極端に依存した自治体は大変不安定な財政構造になっていることが明らかになりました。一方、中小企業は地域に根差し、多くの雇用を守っておりそのことが結果として市民税の源泉ともなり自治体の安定財源の根拠となります。さらに、裾野の広いフルセット型の地域を構築しているという強みは、特に東大阪市に見られるように、お互いが支えあってネットワークを作りながら製品を生み出しているところに特徴があります。倒産・廃業によってこのネットワークが崩れると、もはや修復不可能になってしまいます。このような状況は何としてでも防がなくてはなりません。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。特に全国一、事業所数・従業者数が減少している大阪において、雇用の安定と地域経済の再生の点でとりわけ中小企業政策の充実が求められています。

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のために最も確実で有効な政策として、中小企業政策を最優先課題と位置付けて取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

H18 年総務省事業所企業統計（大阪府）

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1 人～4 人	253,431	59.3%	552,241	12.7%
5 人～9 人	82,964	19.4%	540,055	12.4%
10 人～19 人	46,926	10.9%	631,897	14.5%
20 人～49 人	29,679	6.9%	886,647	20.4%
50 人～299 人	11,633	2.7%	1,143,923	26.3%
300 人以上	966	0.2%	598,234	13.7%
派遣・下請従業者のみ事業所	1,487	0.3%		
合計	427,086		4,352,997	

「H19 年工業統計」(経産省)

社員数 4 人以上。各県 HP より作成

額別順位	製造品出荷額（円）	大企業	中小企業
愛知県	47 兆 4827 億	71%	29%
神奈川県	20 兆 2011 億	76%	24%
静岡県	19 兆 4102 億	55%	45%
大阪府	17 兆 9615 億	38%	62%
兵庫県	15 兆 7846 億	50%	50%
埼玉県	14 兆 9475 億	39%	61%
千葉県	14 兆 3184 億	57%	43%
茨城県	12 兆 7440 億	51%	49%

「H19 年商業統計」(経産省)

社員数 100 人以上を大企業に分類。各県 HP より作成

額別順位	卸小売販売額（円）	大企業	中小企業
東京都	181 兆 1214 億	60%	40%
大阪府	61 兆 6602 億	30%	70%
愛知県	43 兆 4432 億	24%	76%
福岡県	22 兆 1264 億	11%	89%
神奈川	20 兆 9469 億	23%	77%
北海道	17 兆 8194 億		
埼玉県	15 兆 1108 億	16%	84%
兵庫県	13 兆 2692 億	15%	85%

³ 平成 22 年 11 月に平成 21 年 7 月時点の新データが総務庁より発表されます。以前の事業所企業統計は平成 18 年で終了し、平成 21 年からは「経済センサス」という統計データに統合されています。

⁴ 「中小企業白書 2010 年版」によると、大阪府における中小企業の会社常用雇用者数と個人事業所従業者数割合は 57.3%となっている（卸サービス業は 100 人以下、小売飲食店は 50 人以下、それ以外は 300 人以下を中小企業としている）。全国平均では 69.4%。

2011年度（平成23年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例を実効性あるものに
- (B) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を
- (C) 公正な取引環境の構築を
- (D) 借りやすく返しやすい制度融資の創設と保証料率の引き下げを

1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

(1) 大阪府中小企業振興基本条例を実効性あるものに

2004年7月より要望してまいりました「大阪府地域経済と中小企業活性化条例」がこのたび「大阪府中小企業振興基本条例」として制定頂きましたことに感謝申し上げます。私たち同友会は、この条例の制定を求める当初から条例を作っただけでは画餅に終わると考えていました。制定後、いかに条例を豊かに育て実効性を持たせるかが大切です。この条例を実効性あるものにするためには、中小企業経営者の生の声を集約し、実際に政策論議できる場が必要です。具体的には次のことが必要と考えます。是非実施願います。

条例前文の理念及び条項の内容を浸透させるための取り組みが必要です。そのためには、中小企業施策の実効性・改善点、成果や課題、費用対効果など、2～3ヶ月に一度、「議論する場」を設置することが必要です。

上記会合は、大阪府中小企業家同友会に法制四団体（大阪商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商店街振興組合連合会）を加え、商工労働部及び建築、農林水産、教育関係部署を含めたラウンドテーブルをイメージしています。これは、これまでのいわば「審議会」とは違う位置付けで設置することとします。

上記会合は、大阪府中小企業振興基本条例第4条「基本方針」の6つの項目にそって、6つの部会に分けて設置します。定員は10～20名程度とし、各自が十分に発言できる場とします。

上記会合参加者は、交通費も含め全て無償で行うことで、府費負担を軽減します。上記会合で議論された内容については、情報公開するものとします。

(2) 2010年6月18日、「中小企業憲章」が閣議決定されましたが、さらに国民的な認識に高めるために、以下の内容を国に対して積極的に働きかけて下さい。

閣議決定で終わるのではなく、国会決議を行って下さい。

中小企業に関わる施策は多岐に渡ります。首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めて下さい。

中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章を具体化した政策・施策の実行体制を強化して下さい。

(3) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

今回の世界同時不況によって大企業が必ずしも地域の雇用に役立っていないことが明らかになりました。中小企業はいかなる時代にあっても地域の雇用の担い手であり、中小企業を守り育てることこそ中小企業の街大阪の発展には無くてはならないものです。実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることがいま早急に求められています。

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市、寝屋川市、吹田市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援 web」などに活用されています。何よりも地元の中企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握することができたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには、さらに継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じて下さい。

(4) 大阪府の施設・施策の周知徹底を

中小企業支援策に関しては経営者の期待も高く、中でも広報体制への提案や運用面について多くの要望があります。そのような施設・施策（商談会・展示会・技術交流プラザ・産業技術支援センター、特許情報センター等）の周知徹底を図り情報の共有化を進めることは、企業間の技術面、仕事面において大きな効果が期待できます。

このような施設・施策の周知徹底、情報の共有化を進めて頂き、大阪府の膨大なデータベースが有効活用されるよう整備して下さい。

中小企業者向けポータルサイトが開設されましたが、更に PR に努めて頂くとともに、担当者が出向いて指導する出張サービスなども提供して下さい。

(5) 大企業誘致に関するルール作りを

大企業の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大阪府下のいくつかの自治体でもそうした大企業の税収の大きな落ち込みで困っているところが散見されます。立地にかかる補助金を交付した企業については、補助金交付要綱等で一定期間の操業義務が履行されなかった場合の補助金返還規定はあるようですが、優遇された税の返還規定はありません。大企業の工場移転、閉鎖などに当たってはその計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議する、また、国や自治体が負担した公共経費と事業税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するなど、大企業誘致に関するルールを制度化して下さい。

(6) 公正な取引環境の構築を

親会社による、下請けや納入会社に対する不当な値引きの要請が横行しています。例えば、見積りでは競争を強いられ、毎月の売上額からそれに応じた金額が差し引かれて支払われるという事例が少なくありません。もしこれに応じなければ以後の取引が危ぶまれるため、渋々応じなければなりません。市場のルールを守るべく、大阪府として実態を調査し、適切な指導を行って下さい。

(7) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を

阪神淡路大震災から15年を数えます。大阪府が2006年3月末に発表した被害予測によると新たに確認された断層などが加わり、全壊建物は10年前の予測値より30%を上回る約37万棟とされ、阪神淡路大震災の際の兵庫県内で全壊した建物の約3.5倍に達するとしています。また、中央防災会議(内閣府)が2008年12月に発表した上町断層帯の地震による被害予測では、揺れによる全壊56万棟、液状化による全壊2万2千棟、火災焼失等を含め約97万棟が家屋等を失い、最大で4万2千人の死者が発生するというさらに深刻な数字を示しました。生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において改めて防災対策の強化と整備が求められています。

東南海・南海地震や大阪での直下型地震を想定し、十分な対策を講じて下さい。「大阪府地震防災アクションプラン」では、今後10年間で地震被害を半減させることを目標に掲げていますが、専門家の間では住宅耐震化のためには250万円程度は最低必要とされており、府の補助金を加えても相当な額の費用負担が発生することが耐震化の進まない原因となっています。施主と同一市町村内の中小建設業者に発注することを条件にした、耐震化のためのリフォーム補助制度をつくとともに、大幅な補助額(率)アップが必要です。また、その場合、総合評点1.0以上にするための工事に限定するのではなく、施主の経済状況に合わせて総合評点1.0に近づく工事であれば補助が受けられる制度にすることが重要です。このことで中小建設業者にも波及効果の大きい事業となり、結果的には府税収入の増額につながると考えます。

また、府内の小中学校についても各自治体まかせにせず、府の責任で早急に耐震強化工事が進むよう引き続き各自治体を支援して下さい。

地域密着型公共事業の一環として、バリアフリーや太陽光発電等の省エネ改修や住宅リフォームなどを重点的に推し進めるために補助金などの増額をして下さい。特に、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措置を講じて下さい。

平成20年度の中小企業発注比率は金額ベースで70%以上が確保されました。今後もこの水準を維持して下さい。また、大型事業の場合は可能な限り分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注されるよう一層努力して下さい。それは雇用拡大効果や地域内の資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率(%)】大阪府商工労働部資料より作成】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成20年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7
平成19年度	61.1	57.5	68.0	76.2	69.1	69.2
平成18年度	62.7	52.6	64.7	73.7	65.0	72.2
平成17年度	60.9	52.6	65.0	72.0	73.6	69.6
平成16年度	55.1	51.8	66.0	70.6	68.4	68.7
平成15年度	54.8	56.5	70.5	70.7	64.0	66.3

(表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計)

- (8) 就学年齢に応じて、小中高大学の授業に一貫性をもたせた職業プログラムを実施して下さい。その場合、中小企業の社会的役割・存在価値など正しく伝え、「働く」ということについて学べるよう、教育委員会等関係機関とも連携することが肝要です。

小学校では「働く現場の学習」、中学校では「職業体験授業」、高等学校では「中小企業経営者による出前授業」といった、「働く」ということを就学年齢に応じて体系的に学ぶことのできる小中高一環の職業教育プログラムの策定を行って下さい。

大阪同友会では、阪南大学（1997年から実施）や大阪産業大学（2004年から実施）と共同して「経営実践講座」などを開講し、受講する学生からも好評を得ています。こうした中小企業経営者が直接講義をする活動を大阪成蹊短期大学、桃山学院大学、近畿大学などにも広めています。このような実践を通じて中小企業が地域経済に果たす役割を広く理解して頂き、そして何より新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。大阪府もこうした活動にご理解頂き、府立大学にもこのように経営者が直接講義をする活動の場が広がるよう支援して下さい。特に大阪は、開業率の低下と後継者難が社会的課題になっています。中小企業の存続継承と起業が進む環境整備が必要です。中小企業の現場がどうなっているか、先生方が現状把握できるような体制をつくることも大切です。その一歩として、中小企業がどのように社会に役立ち貢献しているかがわかるように、就学年齢に応じた内容の副読本を作成し配布して下さい。

- (9) 中小企業の技術・技能支援制度の確立、熟練技術の継承、地場産業や産業集積地、商店街の活性化と新たなビジネスマッチングの実施を

優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、中小企業の「ものづくり」支援のために、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として再評価する「大阪版“中小企業技術・技能支援制度”（マイスター制度）」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。また中小企業製品には「Made in Osaka」（大阪ブランド）を認定し国内外に発信して下さい。

大阪市では、大企業OBなど経験のある技術者が中小企業を訪問してビジネスマッチングを進める支援策がありますが、技術のアドバイスはできても経営のアドバイスができないことが課題となっています。そこで、府独自のビジネスマッチング支援策として、工賃や見積りなど経営の具体的な指導ができるアドバイザーと技術者をセットで派遣してもらえるような施策を講じて下さい。

近年の未曾有の不況により、多数の小零細企業が廃業あるいは倒産に追い込まれ、業界より退場してしまいました。この結果、中小企業の集積地である大阪において、これまで築かれてきたネットワークが崩れ、新たなネットワークづくりが必要となっています。府の支援策としてそれら企業を結び付ける施策を構築して下さい。

- (10) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を

中小企業による共同求人は大阪同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用

し大きな戦力として育っています。大阪同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働き甲斐について語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。

その意味から高校生の就職活動支援は極めて重要です。しかし、企業側と高校生のミスマッチは依然として多くあります。かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。今年度も「1人二社」の継続実施に加えて実状に合った改定を進めて下さい。このことはミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることにつながります。

(11) 中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充を

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されましたが、法定雇用率で雇用を求められない56人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる56人未満の企業に対する支援策を拡充するように国に対して働きかけて下さい。

(12) 中小企業新事業活動促進法に関わる条件の見直しを

旧三法（新事業創出促進法、経営革新法、中創法）では、認定された企業から以下のような問題が指摘されてきました。新事業展開をより促進するために、新法（中小企業新事業活動促進法）による具体的な運用について、以下の改善をより進めて下さい。

少なくとも前年度承認・認定された企業数に見合う予算を確保し、補助率を上げるよう、補助金予算を増額しこの制度を育てて下さい。

現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改めて下さい。

融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図って下さい。

融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に開発費や販売費の増大によって経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。販売まで先を見据えた現実性のあるセイフティネットの整備を図って下さい。

2、中小企業の円滑な金融施策

(1) セーフティーネットによる融資とは切り離し、全くの別枠で低利の大阪府独自の特別融資創設を

目下の緊急経済状況の中で毎日のように企業の倒産が報じられる今こそ、中小企業に対する大阪府独自の特別融資が必要です。セーフティーネットによる融資とは切り離し、全くの別枠で低利の特別融資を創設して下さい。更に、審査においてはデータによる機械的なものではなく、経営指針書や社員のやる気など定性要因を重視しスピーディな審査・実行をして下さい。

(2) 非常時に対応し、返済繰り延べや利息のみの返済でも可能な措置を

リーマンショックから2年たち、少しは持ち直しの兆しが見られるものの、中小企業景気は依然停滞が続いている今、中小企業経営を金融面から支援するために、政府系金融機関や保証協会の保証付き融資などの利用者に対して、返済の繰り延べや利息のみの返済で対応できる期間を延長するなどの措置を講じて下さい。新たな借入れが難しい場合でも返済が軽減されれば生き延びることができる企業はたくさんあります。

リスケジュールをした場合、新たな保証料をまとめて払い込むことになっていますが、その保証料のために資金手当てが必要になり大変使いにくい仕組みとなっています。保証料を月々の返済金として分割するなどこれまでの制度を改善して下さい。また、以後の制度融資に支障が出ないようにして下さい。

(3) これまでの保証付き融資をまとめて一本にするなど極めて柔軟な対応を

今回の大不況に鑑み、経営安定対策関係の資金など一部の融資では運転資金の保証期間が設備資金なみに10年になったことは中小企業にとって大いに歓迎されるところですが、この適用はそれまでの保証付き融資をまとめて一本にできるなど極めて柔軟な対応を行って下さい。

(4) 「責任共有制度」の撤廃を

現在、保証協会の保証付き融資はいくつかの融資で責任共有制度対象になっていますが、このために銀行の貸し渋りが増え、以前は融資を受けられた企業が今、融資を受けられないケースが出てきています。責任共有制度を撤廃するよう国に働きかけて下さい。

(5) 借りやすく返しやすい制度融資の創設と保証料率の引き下げを

大阪同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度に関して、2006年度より、ついに全ての無担保融資について原則撤廃されることになりました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース(CRD)中心の保証審査は一面的な企業評価に陥りやすく、審査能力(マンパワー)の向上につながりにくいと考えます。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準と位置付け、決算書やCRDに偏らない保証審査を行なうよう保証協会を指導して下さい。また、運用にあたっては、担当者によって対応や判断に差が出ないように統一した基準で取扱うように指導を徹底して下さい。

2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、保証料率が高いと感じている中小企業経営者は少なくありません。少なくとも経営努力をしている中小企業に対しては何かのメリットを付与する仕組みが必要です。例えば、問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）の尊重や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）の添付を保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなどの優遇措置を講じて下さい。

開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、3年間は元金利息据え置く（現行は据置1年）など思いきった支援策を講じて下さい。

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応えて頂けるように、その仕組みを作して下さい。

新たな雇用創出および維持に努める中小企業を支援する保証制度を創設して下さい。例えば、保証料率を免除するなど。

（6） 定性評価を重視し地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き生き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。是非、積極的に中小企業を訪問する活動を取り入れて下さい。

現在、各金融機関はリレーションシップバンキングのアクションプログラムにのっとり実行されていますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。今後は「地域貢献に関する情報開示」が重要な項目になると考えています。そのことを有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要ですので、大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。

（7） 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

大阪同友会が兼ねてより「事業再挑戦特別融資（仮称）」の実施を提言しておりましたが、一昨年度（2008年度）より、その趣旨に沿った「再挑戦支援資金」を立ち上げて頂いたことに敬意を表します。ただ、このように金融システムの改革が一定進んできておりますが、「再挑戦支援資金」も廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融資が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。政府は2006年3月「再チャレンジ推進会議」を立ち上げ、自己破産や廃業歴を有する経営者が再び起業に向けて再挑戦する場合の

開業資金支援などに関する議論が進み、日本政策金融公庫に再チャレンジ支援融資制度が創設されました。このように、大阪同友会が兼ねてより提言していた「事業再挑戦システム」の政策化が現実のものとなってきています。このタイムリーな時期に、国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を早急に実施して下さい。

2004年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります（標準的な必要生計費の3ヶ月分99万円）。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題です。個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法等関係諸法令の改正及び個人保証の限定化（責任範囲の限定；例えば、倒産後における担保処理後の残債を削除するなどの法的処置）さらに進んで個人保証の撤廃を国に要望して下さい。

以上